

給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

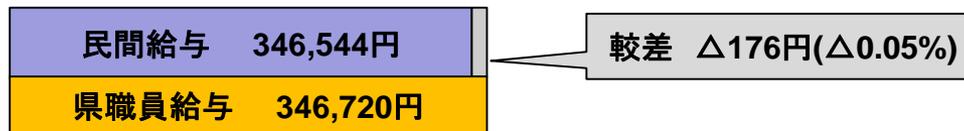
令和元年10月
鳥取県人事委員会

本年の給与勧告の概要

1 月例給

- 県職員の給与は県内民間の給与を176円(0.05%)上回っているものの、公民はほぼ均衡した水準となっており、据置き。
- 月例給の据置きは、2年連続。

【民間給与との較差】



2 特別給

- 県職員の年間支給月数(4.00月)が民間の支給月数(4.03月)を下回っているため、0.05月分引き上げ。
- 引き上げ分は、勤勉手当に配分する。
- 令和2年度以降の6月期及び12月期の期末手当・勤勉手当の支給割合を均等にする。
- 特別給の改定は、平成28年以来3年ぶり。

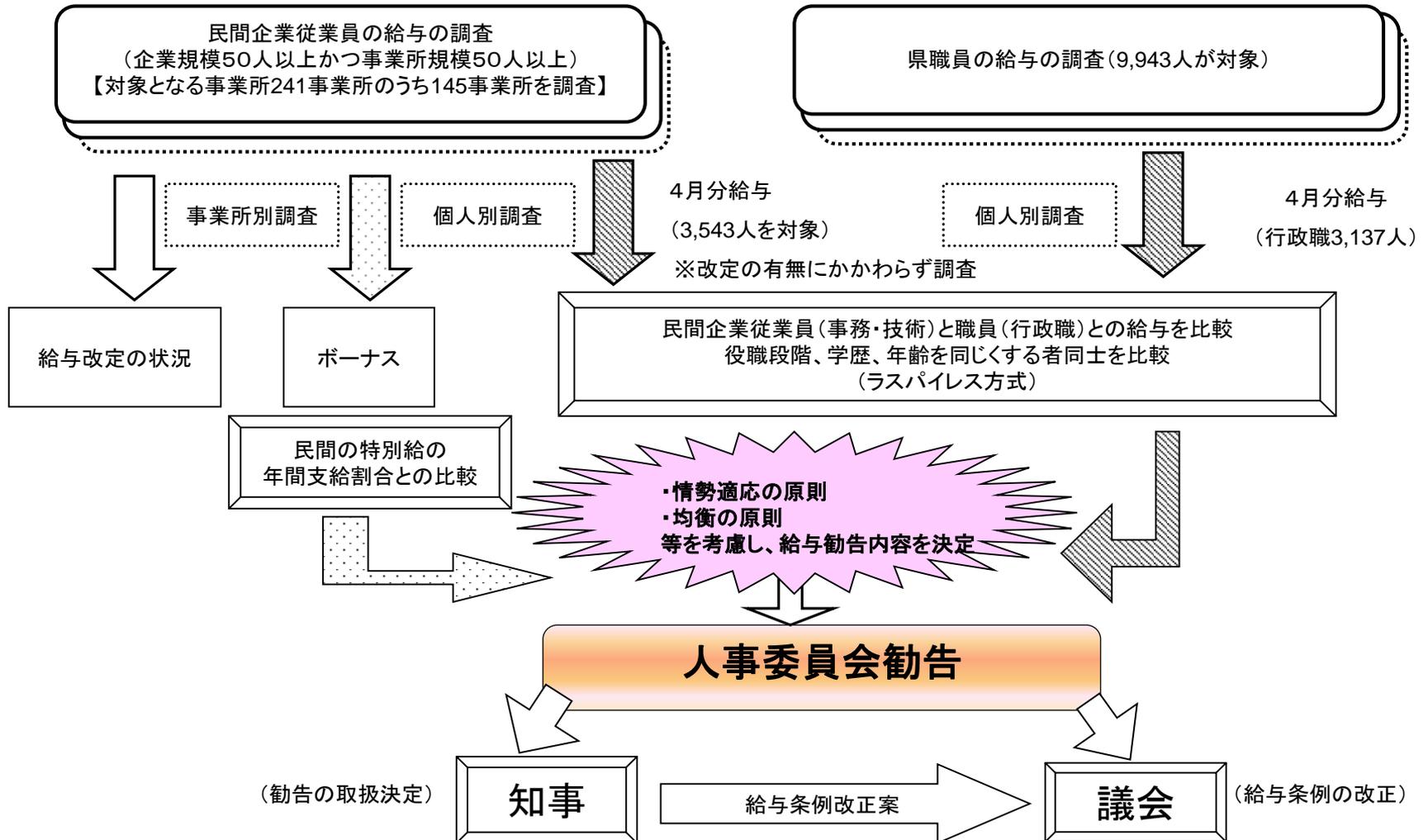
《実施時期》

- ・勤勉手当の引き上げ 令和元年12月1日から実施
- ・6月期・12月期の期末手当・勤勉手当の支給割合の均等化 令和2年4月1日から実施

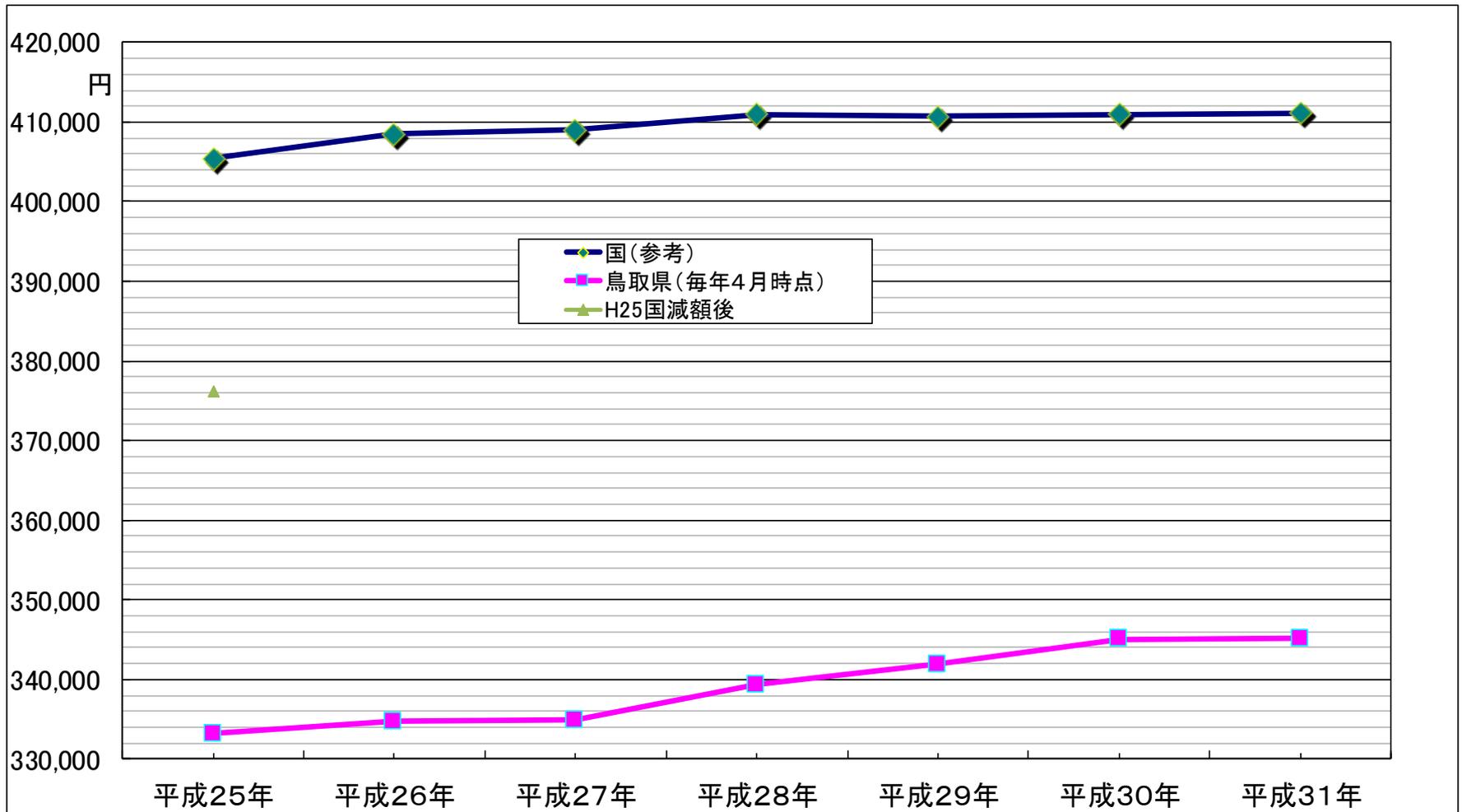
人事委員会勧告の手順

鳥取県人事委員会では、県職員と県内民間企業従業員の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精確に比較し、その結果得られた較差等に基づき勧告を行っています。

また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)を精確に把握し、年間の民間支給割合と職員の特別給(期末・勤勉手当)の年間支給月数を比較して勧告を行っています。



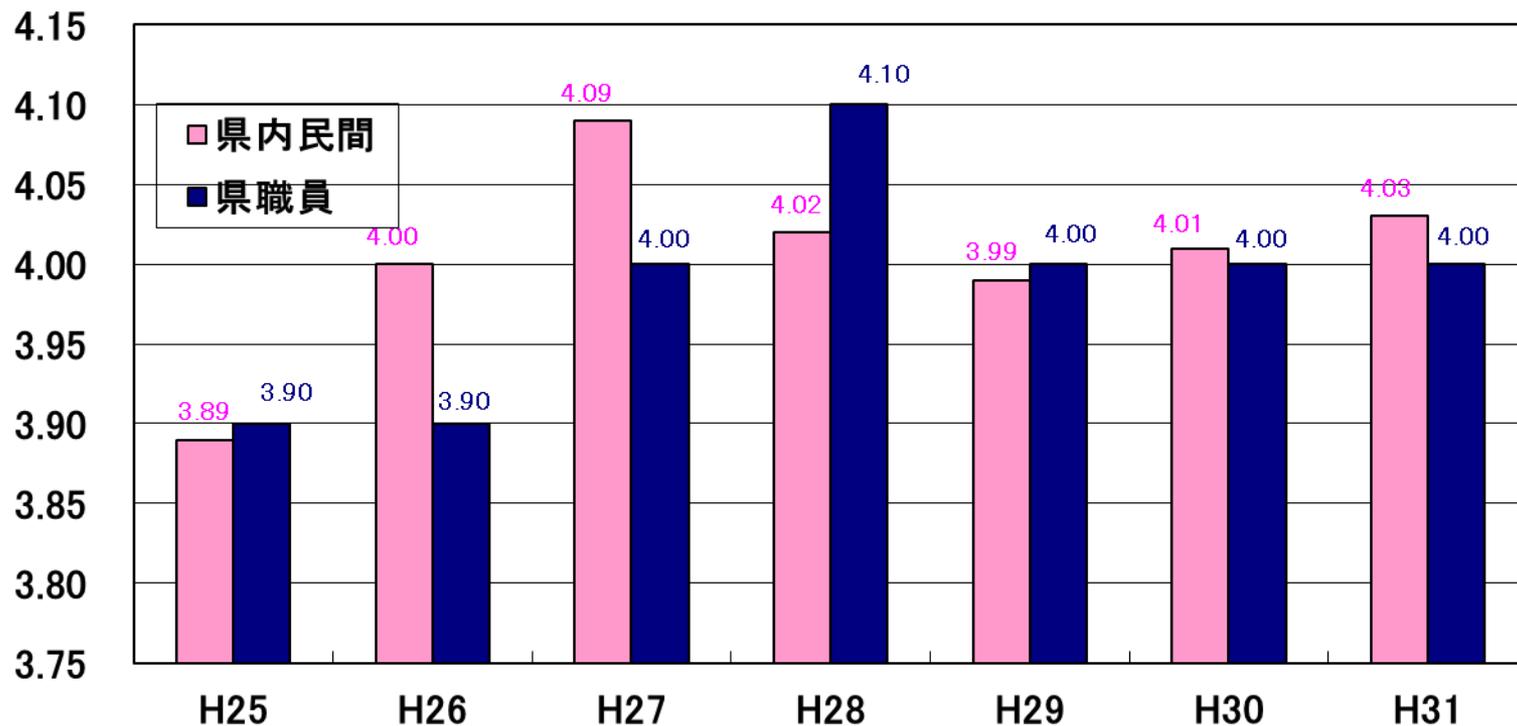
鳥取県職員の平均給与額の推移



国: 405,463円(43.1歳)(減額前) 国: 408,472円(43.5歳) 国: 408,996円(43.5歳) 国: 410,984円(43.6歳) 国: 410,719円(43.6歳) 国: 410,940円(43.5歳) 国: 411,123円(43.4歳)
 国: 376,257円(43.1歳)(減額後) 県: 334,734円(43.1歳) 県: 334,864円(43.2歳) 県: 339,320円(43.3歳) 県: 341,854円(43.2歳) 県: 345,088円(43.4歳) 県: 345,125円(43.6歳)
 県: 333,166円(42.8歳)

- 鳥取県職員は行政職給料表適用者、国家公務員は行政職俸給表(一)適用者である。
- 平成25年の国家公務員の給与額は、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置が講じられている。

特別給の支給月数の推移



区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
県内民間	3.89	4.00	4.09	4.02	3.99	4.01	4.03
県職員	3.90	3.90	4.00	4.10	4.00	4.00	4.00

※県職員の支給月数は、当該年の勤告前の支給月数(6月、12月期)であり、県内民間は、前年8月から当該年7月までの支給月数である。

最近の給与勧告等の状況

	月例給	特別給	
	改定率	年間支給月数	対前年比
平成17年	△0.34%	4.45月	0.05月
平成18年	△0.12%	4.25月	△0.20月
平成19年	△0.02%	4.05月	△0.20月
平成20年	△3.20%	4.02月	△0.03月
平成21年	△0.86%	3.86月	△0.16月
平成22年	改定なし	3.90月	0.04月
平成23年	△0.57%	改定なし	0.00月
平成24年	△1.78%	改定なし	0.00月
平成25年	改定なし	改定なし	0.00月
平成26年	改定なし	4.00月	0.10月
平成27年	1.26%	4.10月	0.10月
平成28年	1.06%	4.00月	△0.10月
平成29年	0.91%	改定なし	0.00月
平成30年	改定なし	改定なし	0.00月
令和元年	改定なし	4.05月	0.05月

給与改定に伴う影響額

【勧告後の年間給与の影響額(行政職一人当たり平均)】

改定前 : 5,532,815円

影響額 : +17,246円(+0.31%)

改定後 : 5,550,061円

(※ 行政職平均年齢43.6歳)

<勧告後の年間給与の影響額(モデルケース)>

○行政職1級 大卒新規採用職員(23歳、扶養親族なし)

改定前: 2,982,400円

影響額: +9,320円(+0.31%)

改定後: 2,991,720円

○行政職5級 課長補佐級職員(50歳、配偶者・子2人)

改定前: 6,668,066円

影響額: +21,224円(+0.32%)

改定後: 6,709,290円